

区画整理だより 第1号



事業計画を決定しました

立春の候、皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。
また、日頃より、大曲浜地区被災市街地復興土地区画整理事業に御理解・御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本事業につきましては、平成 26 年 10 月 28 日に土地区画整理区域の都市計画決定を行い、平成 27 年 1 月 30 日に宮城県知事から認可を受け、2 月 3 日付けで事業計画の決定をいたしました。これにより、事業がよいよスタートすることとなります。

今後は、本事業により道路等の整備や宅地の造成を行い、産業系への土地利用転換を進めることにより、震災からの早期復興を目指してまいります。

この『区画整理だより』は、事業の進ちょく段階において重要なお知らせがある場合など、今後も定期的に皆様にお送りすることにより、情報提供させていただきたいと考えております。

本地区の復興を一日でも早く実現するために、より一層の御理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

これからのスケジュール

2 月 戸別訪問を実施します

市では、これから皆様の土地を新たに再配置（換地）するために、換地設計の作業に入っております。

市では、今まで皆様の土地の今後の取扱いについて意向確認を進めてまいりましたが、**さらに詳しい意向確認が必要と判断される方を対象に、個別訪問させていただきたいと考えております。**（事業概要の説明および将来の土地利用についての御意向を確認することを目的とするものです。）

なお、**対象者については別途お知らせします**ので、宜しくお願ひいたします。

4 月 土地区画整理審議会委員の選挙を実施します

土地区画整理審議会委員の選挙を4月26日に予定しています。

この審議会は、権利者の皆様の意見を事業に反映するための重要な役割を持つ組織です。

※詳しくは、右の欄をご覧ください。

土地区画整理審議会について

土地区画整理審議会は、事業の公平性を確保するため、東松島市（施行者）が権利者の皆さんから意見を聞いた**り、同意を得たりするために設けられた法定の組織です。**

◆ 土地区画整理審議会とは ◆

認可を受けた事業計画に基づいて事業を進めていきますが、その中で一番重要な作業として、皆様の大切な財産である土地の再配置を行う換地計画を定めて行きます。この換地計画については、皆様から選出された代表者の方方によって審議されたうえで決めていくことになります。この代表者を「土地区画整理審議会委員」（以下「委員」といいます。）といいます。

委員は、土地所有者と借地権者から別々に立候補していただき、それぞれの候補者の中から選挙により選びます。

◆ 委員の定数 ◆

委員の定数は 10 名となっています。そのうち、市長が選任する学識経験者が 2 名で、権利者の中から選ばれた委員は 8 名です。

土地所有者と借地権者の委員の数は、それぞれの総数におおむね比例して定めます。

【未登記の借地権をお持ちの方へ】

未登記の借地権をお持ちの方は、借地権の申告が必要となります。申告されない場合は、選挙権及び被選挙権を有しないこととなりますのでご注意ください。

【共有者の方へ】

共有で土地の所有権や借地権をお持ちの方は、選挙権及び被選挙権を行使するためには代表者 1 人を選任し施行者（市）に通知する必要がありますので、早めに代表者を決めておいてください。

選挙スケジュール（予定）

選挙期日の公告（2/16）

4 月 26 日に選挙を行う旨をお知らせします。

選挙人名簿の縦覧及び異議の申出（3/13～3/27）

選挙人の名簿を 2 週間縦覧します。氏名の記載漏れや氏名・住所などに間違いがあるときは、異議の申出ができます。

選挙人名簿の確定及び選挙すべき委員の数の公告（4/6）

選挙人名簿確定と、土地所有者及び借地権者別に選出する委員の数をお知らせします。

立候補届出期間（～4/16）

4/6 から 4/16 までの期間に立候補の届出ができます。

立候補者及び選挙場、投票時間、開票日時の公告（4/17）

立候補者及び選挙場所、投票時間、開票の日時をお知らせします。

投票及び開票（4/26）

事業に関するお問い合わせ・ご相談は下記までお尋ねください。

〒981-0503

宮城県東松島市矢本字上河戸 36 番地 1

東松島市 復興政策部 復興都市計画課

電話：0225-82-1111（内線 1476）

担当：小野、土井、柴田

